議第106号

呉市税条例の一部を改正する条例の制定について 呉市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市税条例の一部を改正する条例の制定について

呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第12条中「及び第2号」を「, 第2号及び第5号」に, 「年14.6パーセント」を「, 年14.6パーセント」に, 「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め, 「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え, 同条第2号中「第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第1項, 第2項, 第4項又は第19項の規定による申告書に限る。),」を削り, 同条第3号中「第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。),」を削り, 同条に次の2号を加える。

- (5) 第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第1項,第2項,第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日 又はその日の翌日から1月を経過する日

第33条の2第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中、「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
 - (1) 第32条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る 納税通知書が発せられた日までの期間
 - (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第33条の7第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場

合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を 同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
 - (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
 - (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が,更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には,当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において,当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは,当該修正申告書の提出期限)までの期間

第33条の9第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし、」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第

- 48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が,更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には,当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第19条の3を次のように改める。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

- 第19条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等,外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については,第27条及び第28条の3の規定にかかわらず,他の所得と区分し,その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し,特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第28条の2の規定の適用がある場合には,その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第28条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
 - (2) 第28条の5から第28条の7まで,第28条の8第1項並びに附則第6条 第1項,第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については, 第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3 第1項の規定による市民税の所得割の額」と,第28条の6第1項前段,第2 8条の7,第28条の8第1項並びに附則第6条第1項,第6条の3第1項及 び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則 第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と,第28条の6第1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と,第28条の6第1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項 の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若

しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等,外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については,第27条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において,当該特例適用配当等については,同条及び第28条の3の規定にかかわらず,他の所得と区分し,その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し,特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第28条の2の規定の適用がある場合には,その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第30条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第30条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には,次に定めるところによる。
 - (1) 第28条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
 - (2) 第28条の5から第28条の7まで,第28条の8第1項並びに附則第6条 第1項,第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については, 第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3

第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第29条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の4第1項第2号中「,附則第6条第1項,附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項,第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」に改め,同項第3号中「特定給付補てん金」を「特定給付補填金」に改め,同条第3項中「第27条及び」を「同条及び」に改め,同条第5項第1号中「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の4第3項後段」に改め,同項第2号中「,附則第6条第1項,附則第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項,第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」を「並びに附則第6条第1項,第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項」に,「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の4第3項後段」に改め,「,第28条の8第1項中「第27条第4項」とあるのは「附則第19条の4第4項と」を削り,同項第3号中「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の4第3項後段」に改め,同項第4号中「附則第19条の4第3項後段」に改め,同項第4号中「附則第19条の4第3項後段」に改め,同条第6項中「附則第19条の4第3項」を「附則第19条の4第3項前段」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は,平成29年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

- 第2条 改正後の呉市税条例(以下「新条例」という。)第33条の2第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第33条の2第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する
- 2 新条例附則第19条の3の規定は、施行日以後に支払を受けるべき外国居住者

等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年 法律144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等,同法第12条第5項に 規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等 又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等,同法第12条第6項に規定す る特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る 個人の市民税について適用する。

(法人の市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第33条の7第5項及び第33条の9第4項の規定は,施行日以後 に新条例第33条の7第3項又は第33条の9第2項に規定する納期限が到来す る法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(呉市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 呉市税条例の一部を改正する条例(平成27年呉市条例第45号)の一部 を次のように改正する。

付則第5条第7項の表第12条第3号の項中「第33条の7第1項の申告書 (法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。),」を削る。

(提案理由)

地方税法の一部改正等に伴い, 所要の規定の整備をするため, この条例案を提出する。